
証券監督者国際機構（IOSCO）第44回年次総会の模様について

2019年5月13日～15日

証券監督者国際機構（IOSCO）第44回年次総会が、5月13日（月）～15日（水）の間、オーストラリア シドニーにおいて開催された。

【会議の概要】

- ・主催機関 オーストラリア証券投資委員会（ASIC）
- ・参加者 約800名

1. IOSCO の最近の主要課題は以下のとおり。

- ①暗号資産
- ②人工知能、マシンラーニング
- ③パッシブ運用、インデックスプロバイダー
- ④デジタルサービスを通じたリテール投資者への金融サービスの提供
- ⑤市場の分断

2. AMCC では引き続き上記を含めた IOSCO の取り組みに対し、AMCC 内にワークストリームを設置し貢献していくことが確認された。市場の分断への対応については AMCC メンバーの関与が重要であり、可能であれば市場の分断を示すデータを提供してほしい旨の依頼が IOSCO 代表理事会議長からあった。

3. GDPR（一般データ保護規則）を統括する欧州データ保護委員会と交渉の結果、MMoU（IOSCO 加盟当局間の情報交換取極め）に基づく IOSCO メンバー国間の規制・監督に利用される個人情報等の共有については、GDPR の適用除外となることを確認した。

4. 次回総会は2020年6月8日（月）から11日（木）までアラブ首長国連邦 ドバイで開催されることがアナウンスされた。

IOSCO は、我が国の金融庁や米国証券取引委員会（SEC）など各国の証券規制当局を中心に構成されている国際組織であり、主に証券規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や日本取引所グループなどの各国の自主規制機関等も協力会員としてこの機構に参加している（参考参照）。

IOSCO の年次総会は、各国が持ち回りで開催している。年次総会では、代表委員会、代表理事会、各地域委員会、新興市場委員会、協力会員諮問委員会（AMCC）等が、それぞれの構成メンバーを集めて開催されるほか、メンバーを対象にした規制ワークショップが開催される。

主なセッションの概要は、以下のとおり。

----- ○ ----- ○ -----

1. 協力会員諮問委員会（AMCC）年次会合（5月13日）

□ 歓迎の辞

- ・ Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長, 全米先物協会（NFA）, Senior Vice-President
- ・ Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長, 国際取引所連合（WFE）, CEO

現議長の Karen Wuertz 氏及び副議長の Nandini Sukumar 氏から挨拶があった。

2018 年中間会合の議事録が承認された。

カザフスタン中央証券振替機構、クウェート清算機構の 2 機関が新たに AMCC のメンバーになったことが報告された。

□ IOSCO 幹部挨拶—理事会の優先課題

- ・ Mr. Paul Andrews, IOSCO 事務局長
- ・ Mr. Tajinder Singh, IOSCO 事務局次長
- ・ Mr. Ashley Alder, IOSCO 代表理事会議長, 香港証券先物委員会（SFC）, CEO

現在 IOSCO が取り組んでいる主要課題について、概ね以下の通り、説明があった。

- IOSCO では昨年初めて主要課題を記載したワークプランを策定した。このワークプランは今後毎年策定していく予定である。これらは IOSCO における優先課題であり、リスクアウトブックにおいても主要な項目となる。このうち、日本が議長を務める G20 においては、市場の分断や暗号資産が議題に上がっている。

主要課題：①暗号資産

②人工知能、マシンラーニング

③パッシブ運用、インデックスプロバイダー

④デジタルサービスを通じたリテール投資者への金融サービスの提供

⑤市場の分断

- 暗号資産に関しては、主に暗号資産の取引所についての規制を検討している。規制機関の役割分断などを勘案し、どのように規制していくかが問題である。
- 市場の分断については、2015 年の市場の分断に関する IOSCO レポートの公表時の状況と整合的に比較するため、日本の金融庁と米国商品先物取引委員会（CFTC）が共同議長となり、フォローアップをしている。当時と比較し、米国の規制は EU のアプローチに近づいてきている一方で、EU では同等性評価がより厳格化するなど変化がみられる。

その他の課題について、概ね以下の通り、説明があった。

- 欧州で GDPR が施行されたことにより、これまで MMoU に基づき多国間で共有してきた情報がこれまでのように授受できなくなる可能性があることから、GDPR を統括する欧州データ保護委員会と交渉し MMoU に基づく情報共有については GDPR の適用除外となることが確認された。
- サステナブル・ファイナンスについて、IOSCO 内にスウェーデン資本市場庁の Erik Thedéen 氏を議長として、サステナブル・ファイナンス・ネットワーク (SFN) を昨年 10 月に設けた。SFN では本年 6 月に関係者との会合 (stakeholders meeting) を開催し、その結果も踏まえ本年 10 月に中間レポート、来年 2 月に最終レポートを発出することを予定している。この分野では、NGO や関係機関によるガイドラインや基準が乱立しているが、IOSCO としてどこに焦点を当てていくのが適切かを見極めていく。

上記の説明に対し、AMCC メンバーからは以下のような質問、意見表明があった。

- 市場の分断に関して G20 に対して IOSCO としていうべきことは何か。
→特に、規制によってクロスボーダー取引が行いづらくなってしまいうことを避けるよう伝えなければならない。
- 市場の分断には費用対効果の分析がより必要である。
- サステナブル・ファイナンスに関しては多くのタクソノミーが出てきているため、IOSCO はグローバルな視点でハーモナイゼーションをしていってはどうか。
- ベンチマーク規制についての IOSCO の取り組みはどのようなものがあるか。
→IBOR についてレポートを公表している。FSB はメジャーな市場を中心にしているが、IBOR は小さな市場も含め、広範な人々に使用されていて、その多くでは何が起こっているかわかっていないという点が課題である。

□ 基調講演

- ・ Ms. Cathie Armour, オーストラリア証券投資委員会 長官

オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) 長官 Cathie Armour 氏より、ASIC の重点課題への取り組みについて、概ね以下の通り、説明があった。

- 資金調達の際の利益相反が大きな課題となっており、2017 年からプロジェクトを立ち上げて検討を行っている。
- リテール向け店頭デリバティブ取引は、年間取引額 11 兆豪ドル、45 万口座、20 億豪ドルの顧客資産を擁する大きな市場となっており、個人投資家保護は課題の一つである。取引商品は、CFD43%、バイナリーオプション 8%、FX49%となっている。
- 金融指標に関しては、EU の枠組みとの同等性を目指し国内の法整備を行った。2019 年 4

月、EUはオーストラリアの金融指標に関する規制の枠組みはEUと同等であるとのレポートのドラフトを公表している。

- ▶ 情報漏洩によるインサイダー取引防止のプロジェクトを実施し、他の規制当局でも採用可能な対応策を確立した。
- ▶ オーストラリアの証券市場におけるHFTに関しては、2015年には株式市場における取引の29%を占めたが、2018年には25%となり、安定的に推移している。当局としては、HFTは市場に流動性を与え、より適正な価格形成を促すものであると考えている。
- ▶ 金融ケイパビリティーに関し、IOSCO第8委員会（C8、参考参照）では行動心理について検討されているが、ASICではMoney Smartというサイトを使って個人投資者の金融活動に関するツールや情報提供を行っている。

□ AMCCの戦略的ポジショニング

- ・ Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会（NFA）
- ・ Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合（WFE）

AMCC議長から、AMCCがより多くの影響力のある貢献をするためには、IOSCOの意思決定プロセスの早い段階からAMCCが関与していくことが重要であることが指摘されるとともに、AMCCのポジショニングに関して参加メンバーから、以下のような意見が出された。

- ▶ 前議長のブラジルANBIMAより、政策委員会の議長が頻繁に変更されることを考えると、AMCCはIOSCO事務局とより安定的で直接的な関係を確立することができるのではないかと指摘があった。
- ▶ フィナンシャル・プランニング・スタンダードズ・ボード（FPSB）からは、重要な各トピックに関してより焦点を絞った議論や提言を行うことで、AMCCメンバーがより深い議論に貢献できるのではないかと意見が出された。

□ 欧州証券市場監督局（ESMA）からの基調講演

- ・ Mr. Steven Maijor, ESMA 長官

- ▶ 2019年3月、EMIR（European Market Infrastructure Regulation）の改正が承認され（EMIR2.2）、EU市場でサービスを提供しているシステム上重要なCCPは、直接ESMAの監督下に置かれることになった。この規制の枠組みは承認されているものの、Tier1^{（注1）}の要件、Tier1からTier2^{（注2）}へ移行を決定する要素、またEU内での活動が体系的に関連するCCPであることの定義についての協議が2019年6月に開始される。

（注1） Tier1: Non-systemically important CCPs

(注2) Tier2: CCPs that are considered systemically important for the EU's financial stability

- ▶ 欧州の採用している同等性評価の仕組みによって、欧州内では市場の分断は克服されている。
- ▶ ベンチマーク規制に関しては、2022年のベンチマーク規制開始に向けて第三国ベンチマークのエンドースメントとレコグニションを実施している。また、EURIBORの継続性を確保することと同時に、業界主導のワーキンググループによってEONIA（ユーロ圏無担保翌日物平均金利）に代わるレートとされた€STR（Euro Short-Term Rate）へのスムーズな移行も、ESMAが直面している課題である。ECBは2019年10月より、€STRの算出を開始する予定であり、2021年末にEONIAは停止される。ワーキンググループでは実務的な課題について検討を行っており、近日中に市中協議を実施予定である。^(注3)

(注3) 5月15日、ESMAは新規契約や既存契約からの移行に関する法的課題にかかるアクションプランについての市中協議を開始した（意見提出期限6月12日）。

- ▶ Brexitについては、2016年の国民投票以降様々な可能性を踏まえて検討を行ってきた。引き続き不確実な状況が続くが、ESMAとしては予想される事態を可能な限り想定して作業を続けている。

2. 規制に関するワークショップ（5月14日（火））

□ WS1：LIBOR後の金融指標の展望

司会：Alp Eroglu, IOSCO General Secretariat

- ・ Dr Guy Debelle, Deputy Governor, オーストラリア準備銀行（RBA）
 - ・ Ms. Clare Dawson, Chief Executive, ローン市場協会（LMA）
 - ・ Mr. Scott O'Malia, CEO, 国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）
 - ・ Ms. Sarah Hannan, Head of Legal for Macro, Risk Solutions and Counterpart Risk EME, バークレイズ証券
 - ・ Mr. Jean-Paul Servais, Chairman, Belgian Financial Services and Markets Authority and Vice-Chairman, IOSCO 代表理事会
- ▶ LIBORは、店頭デリバティブ取引をはじめ、企業貸付、貿易金融、住宅ローンまで世界中で多くの取引を対象にして企業間のみならず個人の取引にも幅広く利用されていたこと、ノンバンクが貸し手に含まれる等利用者が多様であったことなどから、LIBOR改革は影響が大きく Too Big To Quit とも言える問題である。
 - ▶ 2021年末にはLIBORから代替指標への完全移行が予定されているものの、現在LIBORを参照している契約の中には契約期間が100年残存しているようなものもあること、今後どの参照レートをいつから参照するかといった legacy 問題、移行に関するコストの問題、法的問題等不明瞭な部分が残っている。

- ▶ LIBOR は実取引に基づかず、業者の見込みにより算出されていたことが問題であった。この点を踏まえ、新指標は実取引をベースに算出される。また、LIBOR は新興市場でも利用されているものの、理解が進んでいない。IOSCO でも statement の発出等により理解促進を進めており、本ワークショップの開催は新興市場の規制当局者に対する理解促進を目的の一つとしている。

□ WS2：規制当局のフィンテックに対する対応

司会：Mr. Christopher Woolard, Executive Director of Strategy and Competition, 英金融行為規制機構 (FCA)

- ・ Mr. Mark Adams, Senior Executive Leader, Strategic Intelligence, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
- ・ Ms. Lucy Gazmararian, Senior Manager, PricewaterhouseCoopers, Hong Kong and Mainland China
- ・ Ms. Samantha Barrass, Chief Executive Officer, Gibraltar Financial Services Commission

- ▶ ビットコインのような暗号資産は、一般の金融消費者や既存の規制当局からは分かりにくく情報にアクセスしづらいという点が問題である。近年では、暗号資産は、暗号通貨、ユーティリティ・コイン、ステーブル・コイン、セキュリティ・トークン、ノン・ファンジブル・トークン（代替不可能なトークン）など、様々なタイプが出現している。現在も多くの暗号資産が新たに作られているが、英国、フランス、日本、シンガポールなどでは、暗号資産の枠組みを開発し、より魅力的な暗号資産を導入しようとしている。一方で、この分野の規制は始まったばかりであるが、規制の方法としてはプリンシプルベース、既存の枠組みに組み込む方法、さらには新たな規制を制定する手法などが挙げられる。
- ▶ 暗号通貨交換所については、顧客の本人確認や ALM などが考慮され規制されつつあるが、ハッキングなどによる資産流出も起こっており、投資リスクに加え、オペレーショナルリスクも高い。また、ICO については違法性も指摘されており、この分野では継続的に詐欺も発生している。
- ▶ フィンテックやレグテックは規制当局にとっても監督や規制のための有効な手段であるが、当局がすべてのイノベーションについて把握していくことは難しく、他の規制当局や市場参加者と協力することが重要である。

□ WS3：サステナブル・ファイナンス（持続可能な金融）における証券規制当局の役割

司会：Mr. Erik Thedéen, Director General, Finansinspektionen (Swedish Financial Supervisory Authority)

- ・ Mr. Thomas L. Riesenber, Director of Legal and Regulatory Policy, Sustainable Accounting Standards Board (SASB)
- ・ Ms. Rachel Howitt, Senior Executive Leader, Corporations, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)

- ・ Mr. Richard Timbs, Senior Director, Infrastructure Sector Lead Pacific Region, S&P Global Ratings
- ・ Ms. Winnie Pun, Managing Director, APAC Head of Public Policy, BlackRock

- IOSCO では 2018 年 10 月、サステナブル・ファイナンス・ネットワークを立ち上げ、規制当局の役割を検討するものと、多くの関係団体が開発している開示ガイドライン等について把握しマッピングを行うものの 2 つのワークストリームが稼働している。現段階では、原則の策定等明確な規制化を目的とはしていない。今後の作業としては、本年 6 月にストックホルムにおいて、ステーク・ホルダーと意見交換を行い、10 月には中間レポートを取りまとめ、2020 年 2 月を目途に最終レポートを公表する予定。
- S&P は、ESG 要素をかねてから格付に反映させてきた。最近は非常に関心が高まっており、実際に ESG 要素が信用リスクに影響する事例も発生している。S&P500 の銘柄のうち 93% がサステナビリティ・レポートを開示しているが、開示の標準化が最大の課題である。ESG がどの程度財務リターンに影響を及ぼすかははまだ情報が不足し結論は得られていないが、S&P としては、ESG 要素を理解することで長期的にコストとリスクを抑えられると考えている。
- SASB はサンフランシスコを拠点とする 6 年前に設立された NPO であり、投資家目線で分かりやすい情報開示の基準を策定している。TCFD では、環境負荷や改善効果について具体的な計算方法は示していないため、SASB が証拠ベースの定量的で、費用効率のよい実務的な方法を提供している。
- オーストラリアではまだ TCFD に関連する開示事例はさほど多くないが、規制当局としては大きなビジネス上のリスクになるものは開示するよう促している。

3. IOSCO 代表委員会 (MMoU 署名セレモニー等) (5 月 15 日 (水))

IOSCO 代表理事会議長、事務局長らが、IOSCO の現在の 5 つの主要課題（詳細前述）について説明するとともにメンバーとの間で、以下の通り、質疑応答が行われた。

- 暗号資産や暗号資産交換所についてどのように投資者の理解を促せばよいか。
→昨日の代表理事会において C8 が暗号資産を検討対象とすることが承認された。WIW では暗号資産に関しても情報提供を行うつもりである。(C8 議長)
- 伝統的な証券のトークナイゼーションは十分に規制されていないようであるが、IOSCO ではこれらの商品に対する投資家の関心の高まりに対してどのように対応するつもりか。
→IOSCO では本件について多くの作業を行っている。最近ではより信頼度の高い伝統的な資産に紐づいたタイプの暗号資産が増えてきているようである。(代表理事会議長)
→この分野は非常に流動的であるため、公表予定のレポートには原則や勧告は盛り込んでいない。(C2 議長)

続いて IOSCO の会計報告が行われた後、新たに MMoU 及び EMMoU (強化された情報交換

取極め)の署名機関として認められたメンバーが署名を行い、最後に次回IOSCO総会ホスト機関のアラブ首長国連邦 Securities and Commodities Authority から次回総会への参加を呼び掛けるプレゼンテーションが行われた。

- 新たに MMoU の署名機関となったメンバー国（地域）
 - ・ チリ
 - ・ イラン
 - ・ アルジェリア
 - ・ ガーボベルデ

- 新たに EMMoU の署名機関となったメンバー国（地域）
 - ・ カナダ（オンタリオ州）
 - ・ カナダ（ケベック州）
 - ・ 米国
 - ・ 韓国

以 上

証券監督者国際機構 (IOSCO) 第 44 回年次総会 プログラム

5 月 13 日 (月) 協力会員諮問委員会 (AMCC) 年次会合

- 9:00 – 9:15 歓迎の辞 (AMCC 議長・主催者)
- Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長, 全米先物協会 (NFA), Senior Vice-President
 - Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長, 国際取引所連合 (WFE), CEO
- 【AMCC 中間会合の議事録及び今回議案の承認】
- 9:15 – 10:00 IOSCO 幹部挨拶 – 理事会の優先課題
- Mr. Paul Andrews, IOSCO 事務局長
 - Mr. Tajinder Singh, IOSCO 事務局次長
 - Mr. Ashley Alder, IOSCO 代表理事会議長, 香港証券先物委員会 (SFC), CEO
- 10:00 – 10:15 基調講演
- Ms. Cathie Armour, オーストラリア証券投資委員会 長官
- 10:15 – 10:45 IOSCO 第 2 委員会 (C2) からの報告-流通市場の規制に関する委員会
- Ms. Tracey Stern, オンタリオ証券委員会 (OSC), IOSCO 第 2 常設委員会 委員長
 - AMCC 代表 (カナダ投資業界規制機関 (IIROC))
- 11:00 – 11:30 IOSCO 第 8 委員会 (C8) における最近の取組み-リテール投資者に関する委員会
- Mr. Jose Alexandre Vasco, Director, Office of Investor Protection and Assistance, CVM, Brazil, C8 委員長, C8
 - AMCC 代表 (米国金融取引業規制機構 (FINRA))
- 11:30 – 12:00 成長・新興市場委員会 (GEM) からの報告 (サステナブル・ファイナンスについて)
- Mr. Marcos Ayerra, Chairman, Comisión Nacional de Valores, Argentina, GEM 副委員長
- 13:15 – 13:45 市場の分断及び IOSCO 第 7 委員会 (C7) における最近の取組み - デリバティブに関する委員会
- Mr. Eric Pan, Director, Office of International Affairs, Director, Office of International Affairs, 米国商品先物取引委員会 (CFTC), C7 委員長
 - AMCC 代表 (全米先物協会 (NFA))
- 13:45 – 14:00 サイバーセキュリティに関する IOSCO タスクフォースからの報告
- Mr. Eric Pan, Director, Office of International Affairs, Director, Office of International Affairs, 米国商品先物取引委員会 (CFTC), CTF 委員長
- 14:00 – 14:45 IOSCO エマージングリスクに関する委員会 (CER) からの報告
- Mr. Paul Redman, Chief Economist and Head of Research, OSC, CER 委員長
 - Mr. Damien Shanahan (IOSCO)
- 14:45 – 15:15 IOSCO 第 3 委員会 (C3) における最近の取組み- 市場仲介者の規制に関する委員会
- Ms. Claire Kutemeier, Head of Section Code of Conduct Supervision

- Department, BaFin, C3 委員長
- AMCC 代表 (米国金融取引業規制機構 (FINRA))
- 15:15–15:30 IOSCO 第 5 委員会 (C5) における最近の取組み - 資産運用業に関する委員会
 - Mr. Robert Taylor, Head of Asset Management and Global Strategy, 英金融行為規制機構 (FCA), C5 委員長
- 15:45 – 16:15 AMCC の戦略的ポジショニング
 - Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会 (NFA)
 - Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合 (WFE)
- 16:15 – 16:45 欧州証券市場監督局 (ESMA) からの基調講演
 - Mr. Steven Maijoor, ESMA 長官
- 16:45 – 17:00 閉会挨拶
 - Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会 (NFA)
 - Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合 (WFE)

5月14日(火) 規制に関するワークショップ

- 10:00–12:00 WS1 : LIBOR 後の金融指標の展望
司会 : Mr. Alp Eroglu, IOSCO General Secretariat
 - Dr Guy Debelle, Deputy Governor, オーストラリア準備銀行 (RBA)
 - Ms. Clare Dawson, Chief Executive, ローン市場協会 (LMA)
 - Mr. Scott O'Malia, CEO, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)
 - Ms. Sarah Hannan, Head of Legal for Macro, Risk Solutions and Counterpart Risk EME, バークレイズ証券
 - Mr. Jean-Paul Servais, Chairman, Belgian Financial Services and Markets Authority and Vice-Chairman, IOSCO 代表理事会
- 13:00 –14:30 WS2 : 規制当局のフィンテックに対する対応
司会 : Mr. Christopher Woolard, Executive Director of Strategy and Competition, 英金融行為規制機構 (FCA)
 - Mr. Mark Adams, Senior Executive Leader, Strategic Intelligence, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
 - Ms. Lucy Gazmararian, Senior Manager, PricewaterhouseCoopers, Hong Kong and Mainland China
 - Ms. Samantha Barrass, Chief Executive Officer, Gibraltar Financial Services Commission
- 15:30 –17:00 WS3 : サステナブル・ファイナンス (持続可能な金融) における証券規制当局の役割
司会 : Mr. Erik Thedéen, Director General, Finansinspektionen (Swedish Financial Supervisory Authority)
 - Mr. Thomas L. Riesenber, Director of Legal and Regulatory Policy, Sustainable Accounting Standards Board
 - Ms. Rachel Howitt, Senior Executive Leader, Corporations, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
 - Mr. Richard Timbs, Senior Director, Infrastructure Sector Lead Pacific Region, S&P Global Ratings
 - Ms. Winnie Pun, Managing Director, APAC Head of Public Policy, BlackRock

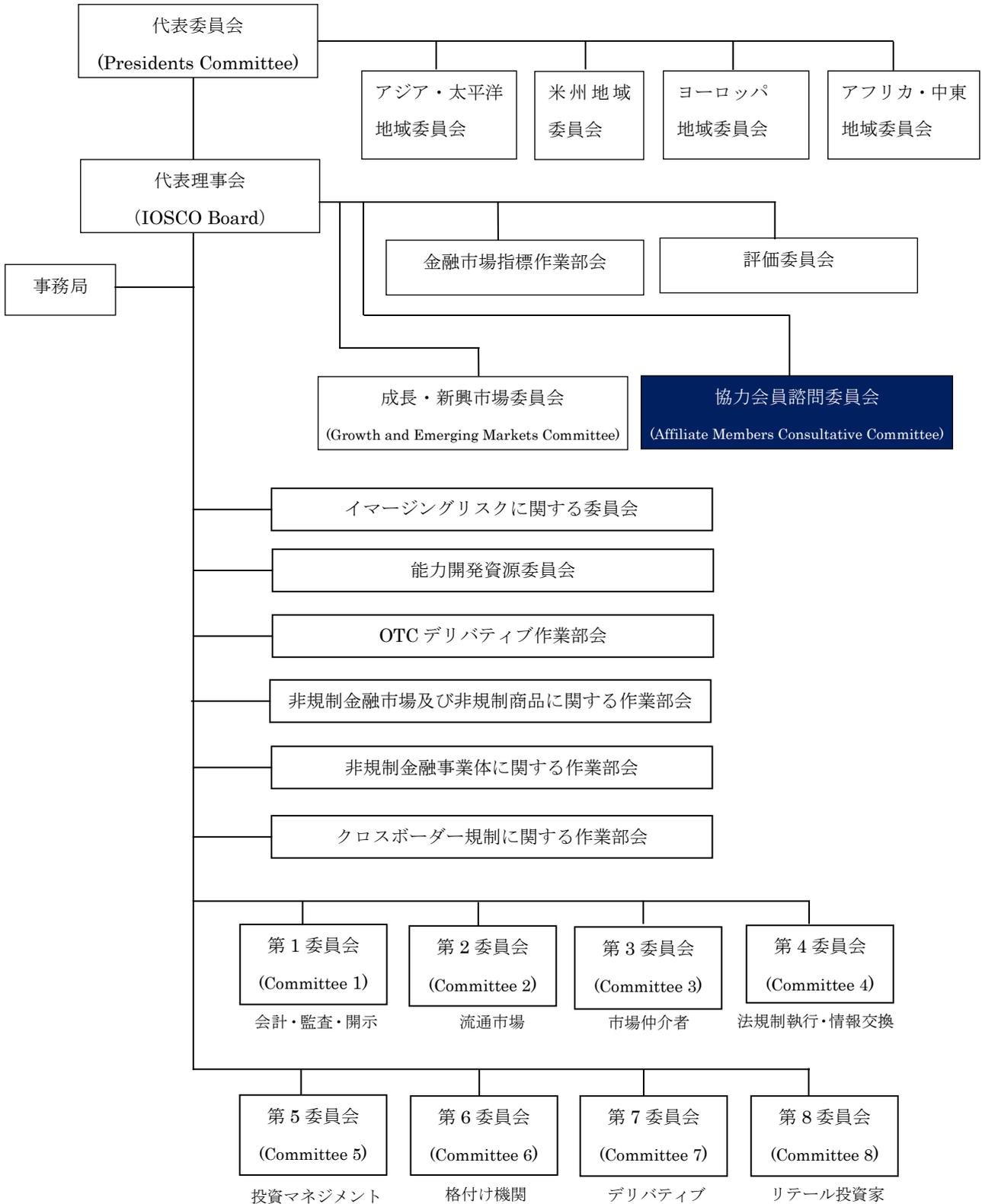
5月15日(水) IOSCO 代表委員会

- 9:00 –13:30 IOSCO 代表委員会 (MMoU 署名セレモニーを含む)

IOSCO/AMCC の概要

会議名	証券監督者国際機構／自主規制機関諮問委員会 (IOSCO : International Organization of Securities Commissions) (AMCC : Affiliate Members Consultative Committee)
IOSCO の 設立目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資者を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システミック・リスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること 2. 公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資者保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資者の信頼を高めること 3. 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること
IOSCO の 設立時期	1974 年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980 年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986 年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCO の メンバー	IOSCO のメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁、経済産業省及び農林水産省が正会員として、証券取引等監視委員会が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループ/日本取引所自主規制法人が協力会員として、それぞれ加盟している。
組織	次葉のとおり。
AMCC の 活動	<p>本協会が加入する協力会員諮問委員会 (AMCC) は、1989 年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問委員会 (SROCC) が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013 年 9 月に名称変更されたものである。AMCC の機能としては、協力会員相互間の情報交換のほか、協力会員として IOSCO に参加している自主規制機関 (SRO) の知見及び意見を IOSCO の政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することが主要なものとなっている。同委員会の会合は通常年 2 回 (IOSCO 年次総会時の会合及び中間会合) 開催されている。現在同委員会には約 60 の機関が加入している。</p> <p>2006～2012 年の間、本協会が旧 SROCC の議長を務めたが、その後ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) (2012～2018 年) を経て、現在は全米先物協会 (NFA) が議長となっている。</p>
市場関係者 との対話	IOSCO では、民間セクターとの対話の拡充を目的に、市場関係者との会合を年 2 回程度開催している。

IOSCO の組織



開催実績・予定

	IOSCO 年次総会	AMCC(SROCC) 中間会合及び研修セミナー	
2006年	香港(6月)	スペイン マドリッド(11月)	中間会合のみ
2007年	インド ムンバイ(4月)	東京(11月)	中間会合のみ
2008年	フランス パリ(6月)	米国 ワシントン(12月)	第1回研修セミナー
2009年	イスラエル テルアビブ(6月)	英国 ロンドン(2010年1月)	第2回研修セミナー
2010年	カナダ モントリオール(6月)	ブラジル リオデジャネイロ(11月)	第3回研修セミナー
2011年	南アフリカ ケープタウン(4月)	台湾 台北(10月)	第4回研修セミナー
2012年	中国 北京(5月)	トルコ イスタンブール(11月)	第5回研修セミナー
2013年	ルクセンブルグ(9月)	カナダ トロント(5月)	第6回研修セミナー
2014年	ブラジル リオデジャネイロ(9月)	東京(4月)	第7回研修セミナー
2015年	イギリス ロンドン(6月)	スイス チューリッヒ(10月)	第8回研修セミナー
2016年	ペルー リマ(5月)	米国 シカゴ(9月)	第9回研修セミナー
2017年	ジャマイカ モンテゴ・ベイ(5月)	インド ムンバイ(9月)	第10回研修セミナー
2018年	ハンガリー ブダペスト(5月)	英国 ロンドン(10月)	第11回研修セミナー
2019年	オーストラリア シドニー(5月)	スペイン マドリッド(12月)	第12回研修セミナー
2020年	アラブ首長国連邦 ドバイ(6月)	未定	